○国土交通省告示第八百三十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年七月二十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5059号	船外機（小型船舶用）	３ＦＷ	トーハツマリーン株式会社	長野県駒ヶ根市下平4495番地９
第5060号	〃	３ＦＹ	〃	〃
第5061号	〃	３ＧＲ	〃	〃
第5062号	〃	３ＪＤ	〃	〃
第5063号	〃	３ＪＥ	〃	〃

○関東地方整備局告示第三百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十一日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
さくら市馬場字川崎道西一二六三番七から同市長久保字上野原六九〇番一まで	前	一二・八〇～五三・八メートル
	後	一・一六五キロメートル 二五・五〇～六四・三一 一・一六五

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十一日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	さくら市馬場字川崎道西一二六三番七から同市箱森新田字十三人二五九番三〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月十一日

○四国地方整備局告示第七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十三年八月十一日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　登録番号　四国地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

社団法人　高知県建設技術公社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	恒石　好信
変更後	田中　正澄

(2)　変更年月日　平成二十三年七月一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	前田　憲幸

(2)　変更年月日　平成二十三年七月一日

○九州地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
佐世保市上原町二七七番八から同市早苗町三九一番第四まで	前	九・三〇～一五・一メートル
	後	一一・六〇～一七・一〇〇　〇・一〇一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
直方市大字頓野字縄手下三八八四番一から同市大字頓野字縄手下三八三番一まで	前	二〇・四〇～三七・〇メートル
	後	三〇・〇〇～四九・五〇〇　〇・一〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十五号	佐世保市上原町二七七番八から同市早苗町三九一番第四まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月十一日